

在台日本人学校教師及び在日華僑学校教師派遣に関する覚書

財団法人交流協会（以下、「交流協会」という。）及び亜東関係協会は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」（以下、「取決め」という。）の第3項(2)に関連し、次の事項が実施されることについて必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力することを合意した。

1. 台湾側は、日本側が文部科学省の委嘱を受けた日本人学校教師を交流協会の職員として派遣することを認める。ただし、日本人学校教師に対しては、交流協会の職員に対して適用される措置のうち、駐華外国機構官員証、車両ナンバープレート及び運転免許の取得に関するものを除き、これを適用することとする。
2. 日本側は、台湾側が教育部の委嘱を受けた華僑学校教師を派遣する場合、平等互惠の精神に基づき処理する。

2003年6月23日

財団法人交流協会会長 服部 禮次郎

亜東関係協会会長 許 水 徳